3　一般債権

⑴　債権額の確認

債権者と清算株式会社は、債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している特別清算債権の元本、利息及び遅延損害金が前記開催の債権者集会までに届出された債権額であることを相互に確認する。

⑵　原則

債権者は、一般債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、その弁済を受ける。

①　元本

清算株式会社は、一般債権元本を次表の債権額に区分した上で弁済額を算出し、各債権者に対し、区分毎の弁済額の合計額を弁済する。

債権者は、一般債権元本の残額を放棄し、清算株式会社は免除を受ける。

債権額の区分	弁済率	免除率
金３万円以下の部分	100%	0%
金３万円超金3000万円以下の部分	1%	99%
金3000万円を超える部分	0.1%	99.9%

②　利息、遅延損害金

債権者は、利息及び遅延損害金について全額放棄し、清算株式会社は免除を受ける。

③　弁済の時期

清算株式会社は、債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から８か月以内に、前記①の定めに従って算出された金額を支払う。

⑶　会員預託金債権についての特則

①　会員預託金債権の処遇についての概要

清算株式会社は新会社に対し、平成21年３月３日付新設分割により、従来運営していた会員制ゴルフクラブ「ハッピーバレーゴルフクラブ」に係る事業を承継させた。会員債権者は、新会社における「ハッピーバレーゴルフクラブ」の会員となり新会社から免除後の預託金を額面とする新預託金証書の発行を受けるか、それとも、当該ゴルフクラブの会員とはならずに清算株式会社から免除後の預託金について金銭による弁済を受けるかの選択権を有する。

会員債権者が、新会社における「ハッピーバレーゴルフクラブ」の会員となった場合には、後記③「入会希望会員」の定めに従い、新会社において「ハッピーバレーゴルフクラブ」におけるプレー権を保障し、新会社が、免除後の会員預託金債務を引き受け、償還期限を10年間として無利息にて預かり、免除後の預託金を額面とする新会員権証書を発行・交付する。これに対し、会員債権者が「ハッピーバレーゴルフクラブ」の会員とならない場合には、後記④「非入会希望会員」の定めに従い、清算株式会社が免除後の預託金債務を弁済する。

②　入会・非入会の意思表示の方法

ア　会員債権者は、本協定認可決定確定日の属する月の末日から２か月以内（以下「申込期限」という。）に、新会社における「ハッピーバレーゴルフクラブ」に入会を希望するか否かにつき、新会社に対し、書面により意思表示をするものとする。

具体的には、新会社が、本協定認可決定確定後、速やかに、会員債権者に対し入会・非入会の意思を表示するための用紙を送付することとし、会員債権者は同用紙に所定事項を記入して新会社に返送する方法にて意思表示を行うものとする（以下、上記入会の意思を表示した者を「入会希望会員」、上記非入会の意思を表示した者を「非入会希望会員」という。）。

イ　会員債権者が複数口の会員権を有している場合、上記アの入会・非入会の意思表示は、会員権の口毎に行うことを妨げない。

ウ　申込期限までに、上記アの入会・非入会の意思表示を行わなかった会員債権者については、入会希望会員として取り扱う。

③　入会希望会員

ア　入会希望会員については、入会を希望した会員権の口毎に、新会社が、会員預託金債務の３万円以下の部分までの全額とこれを超過する部分の２％相当の金額（但し、入会を希望した会員権の口数が会員権の全口数の50％を超えた場合には、会員預託金債務の３万円以下の部分までの全額とこれを超過する部分の1.5％相当の金額とする。）との合計額を免責的に引き受け、同合計額を新額面とする預託金証書を申込期限経過後速やかに発行する。

イ　上記アの預託金証書による預託金の償還期限は証書発行日から10年間とし、退会を条件として、新会社が額面相当額を弁済する。

ウ　入会希望会員のうち、会費の未払がある者については、新会社が定める期日までに未払会費全額を支払うことを条件として、新会社との間で会員契約を締結することができる。但し、未払会費全額の支払いが完了するまでの間は、新会社の「ハッピーバレーゴルフクラブ」におけるプレー権は停止するものとし、会員権の譲渡・相続等についても、これを新会社に対抗することができないものとする。

エ　清算株式会社における「ハッピーバレーゴルフクラブ」の会員権について、基準日時点で既に退会していた会員であっても、当該会員権につき会員預託金債権の返還を全く受けていない者については、新会社に対し、新会社における「ハッピーバレーゴルフクラブ」に引き続き入会を希望する旨の意思表示をすることにより上記ア乃至ウと同様の取り扱いを受けることができる。

④　非入会希望会員

ア　非入会希望会員については、非入会を希望した会員権の口毎に、一般債権の例によって弁済する。

イ　非入会希望会員のうち会費の未払がある者については、上記アにより算出された弁済額から未払年会費を控除した金額を清算株式会社が支払う。

⑤　会員債権者が会員預託金債権以外の特別清算債権を有する場合の取扱い

会員預託金債権については本特則の定めにより取り扱い、その余の特別清算債権については一般債権の例によって弁済する。

⑷　免除の効果の生じる時点

前記弁済（３の⑵③）を実施したときとする。

4　優先債権、共益債権の弁済

国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び特別清算債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。

以上

札幌地方裁判所第４民事部

管財人選任

平成２１年（ミ）第１０号

東京都港区高輪２丁目21番46号

更生会社　日本綜合地所株式会社

主文　管財人として

横浜市港南区野庭町669番地の24

押川　雅幸

を選任する。

平成22年４月１日

東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ミ）第６号

東京都港区虎ノ門３丁目４番７号

更生会社　株式会社ウィルコム

主文　管財人として

東京都杉並区南荻窪２丁目40番20号

大西正一郎

を選任する。

平成22年４月１日

東京地方裁判所民事第８部